

研修教育施設海外農業研修助成事業実施要領

公益社団法人みやぎ農業振興公社

第1（目的）

公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）は、業務方法書第10条に基づいて、本県農業を担う農業者を養成している研修教育施設が実施している海外農業研修に対して助成を行うことにより、幅広い国際感覚を身につけた農業者の育成を推進する。

第2（対象組織）

宮城県就農促進方針で指定されている県内の研修教育施設。

第3（対象事業）

第2に掲げる研修教育施設が実施する海外農業研修。

第4（助成対象経費及び限度額）

公社が助成する対象経費は、第3に掲げる事業に参加する研修生の旅費（交通費・宿泊費）とし、各年度における公社の予算の範囲内で助成するものとするが、その限度額は研修生1名につき2万円以内（1名当たりの旅費が2万円以下の場合はその額）とする。

第5（事業申請）

助成を受けようとする研修教育施設の代表者（以下「申請者」という）は、以下の書類により公社理事長あて申請するものとする。

- （1）研修教育施設海外農業研修助成事業申請書（様式1号）
- （2）事業実施計画書
- （3）その他、公社理事長が必要と認める書類等

第6（事業承認及び助成金の交付）

公社は、申請書を受理し承認した場合、速やかにその旨を申請者に通知するとともに、助成金を申請者の指定する口座に振り込むものとする。

第7（実績報告）

申請者は、事業完了後、速やかに以下の書類を公社理事長あて提出するものとする。

- （1）研修教育施設海外農業研修助成事業申請書（様式2号）
- （2）事業実施計画書
- （3）その他、公社理事長が必要と認める書類等

第8（その他）

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月25日から施行し、平成24年3月30日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。